

相続

Souzoku tsushin

通信

2026
April

04



税理士法人 YGP

〒305-0051 茨城県つくば市二の宮3-7-5

TEL 029-856-8066 FAX 029-858-4452

E-Mail : info@kujirai-kaikei.com <https://www.kujirai-kaikei.com>

【警告】相続税は「10人に1人」の時代へ —課税割合上昇の実態とその背景

2024年の統計では相続税の課税割合が10%を超え、東京圏ではさらに高水準です。相続税は富裕層だけの問題ではなくなりつつあります。本稿は国税庁データに基づき実態と背景、実務上の対策の要点を整理します。

相続税は「10人に1人」の時代へ

国税庁が公表した令和6年分の相続税の申告事績によれば、相続税が課税された被相続人数は166,730人となり、同年の死亡者数1,605,378人に対する課税割合は10.4%に達しました。

この水準は、基礎控除が引き下げられた平成27年以降においても最高水準であり、また課税割合が1割を超えたのは昭和42年分以降で初めてとされています。

申告税額の総額も3兆2,446億円に達しており、相続税の負担感は着実に高まっています。

このような課税割合の上昇は単一の要因で説明できるものではありませんが、背景としては、基礎控除の引き下げ後の制度定着に加え、地価や金融資産価格の上昇などが影響している可能性があります。

とりわけ資産価格の上昇は、同じ生活水準・同じ資産構成であっても評価額が押し上げられやすく、結果として申告対象に該当する世帯が増える方向に作用します。

なお、令和6年分の課税価格の合計額は23兆3,846億円であり、その内訳を見ると、現金・預貯金等が34.9%、土地が約30%、有価証券が約18%を占めています。

資産価格の変動が、結果として課税対象の拡

大に一定の影響を与えていると考えられます。

もっとも、統計は平均像を示すものであり、個々の家庭の相続税負担は相続人構成や特例の適用状況によって大きく異なります。

東京圏における課税割合の高さと地域差

全国平均が10.4%であるのに対し、東京国税局管内では課税割合が16.2%に達しており、約6人に1人が相続税の課税対象となっています。また、被相続人1人当たりの税額も全国平均の約1,946万円に対して、東京国税局管内では約2,670万円と大きな差があります。

この地域差の背景としては、東京圏における地価水準の高さが大きく影響していると考えられます。

土地は相続財産の中でも大きな割合を占めており、特に東京都心部では長期的な地価上昇の影響により、一般的な住宅であっても評価額が高額となるケースが見られます。

その結果、預貯金や金融資産と合算した場合に、基礎控除額を超える事例が増加していると考えられます。もっとも、相続税の課税有無はあくまで総財産額と各種特例の適用状況によって判断されます。

配偶者の税額軽減や小規模宅地等の特例の適用によって税負担は大きく変動するため、自

宅を所有していることのみをもって直ちに課税対象となるわけではありません。

したがって、地域平均の数値をそのまま自分のケースに当てはめるのではなく、前提条件（評価額、相続人、利用予定の特例）を分解して確認することが実務上は近道です。

相続税の検討においては、「どの資産がどの評価方法で、どの程度の金額になるか」を把握することが出発点になります。

とりわけ土地・建物は評価方法が複層的で、路線価、倍率方式、固定資産税評価額などの基礎となる指標の確認が欠かせません。

地域差が大きい局面ほど、資産の中身と評価の仕組みを踏まえたうえで、次に述べる対策手段の適否を判断する必要があります。

例えば、親世代が何十年も前に購入した都内の一般的な一戸建てであっても、現在の路線価で計算すると、土地だけで5,000万円から1億円近い評価額になってしまうケースが珍しくありません。

そこに退職金や老後のために残しておいた預貯金、運用益が出ている株式などが加われば、たとえ特別な大金持ちでなくとも、あっという間に基礎控除額を突破してしまいます。

つまり、東京圏において自宅を所有していること自体が、自動的に相続税の課税対象となるリスクをはらんでいると言っても過言ではないのです。

相続税対策としての 資産構成の見直し

相続税への備えとしては、生前贈与や生命保険の活用など複数の手法が存在しますが、その一つとして「資産の評価方法の違い」に着目した資産構成の見直しが検討されます。税額の大小だけでなく、資金需要や分割のしやすさも含めて総合的に判断することが重要です。

現金・預貯金は額面、上場株式は原則時価で評価されるのに対し、不動産は路線価や固定資産税評価額を基準に評価されます。評価差だけを目的に資産移転を行うと、流動性低下や分割協議の難航など別のリスクが生じ得ます。

近年はマンション評価ルールが見直され、令和6年以降、評価額が市場価格の一定水準（概ね6割）を下回る場合は補正が行われます。

従来のもので「大幅に評価額を下げられる」と見込む判断は避けるべきです。

不動産への組替えは、評価面のメリットがあっても、流動性・価格変動・維持管理コスト等の負担を伴います。

小規模宅地等の特例や居住実態の要件も含め、「誰が住むか」「売却可能性」「分割のしやすさ」を前提に個別に検討することが不可欠です。

金融資産の比率が高い場合、相続税対策の観点から「放置しない」ことが重要です。選択肢の一つとして、都心部の分譲マンション等を活用し、子や孫に居住させるケースもあります。

ただし、税務上の効果は物件の評価水準、取得資金の出所、居住実態、小規模宅地等の特例の適用可否、将来の売却可能性や維持費負担によって大きく左右されるため、「最適解」と断定せず、家族の事情に即して検討すべきです。

相続税を巡る環境は変化しており、画一的方法ではなく、制度理解と冷静な判断に基づく資産設計が求められます。

まずは財産目録を作成し、評価の前提（所在地・持分、名義、契約形態等）を整えたうえで、家族の事情に即した選択肢を比較検討することが重要です。

早い段階で概算の見立てを持っておけば、相続発生後に慌てて判断する場面を減らし、結果として税務・分割・納税資金の各リスクをバランスよく管理できます。

（著者 公認会計士/税理士 岸田康雄）

生命保険を活用するメリットを教えてください。

生命保険では、一定金額までの死亡保険金が非課税になります。

●生命保険の非課税枠

被相続人の死亡によって相続人が受取った生命保険金でその保険料を被相続人自身が負担していた場合は、みなし相続財産として相続税の課税対象となりますが、死亡保険金には被相続人が亡くなった後の相続人の生活を支える役割があるため一定額までは非課税とされています。非課税となる金額は『500万円×法定相続人の人数』により計算され相続財産より控除されます。

※ただし相続を放棄した人や相続人以外の人を受け取った死亡保険金は、非課税枠の適用対象外となります。

●生命保険の契約内容

生命保険にも様々な種類の保険商品がありますが、相続税対策のため現金を生命保険に容易に換えるための商品として「一時払い終身保険」が考えられます。終身保険のため保険金の支給が確実であることや健康に不安のある高齢者でも比較的加入し易いことが理由です。

なお、医療保険などで入院給付金として支給されるものは、被相続人が亡くなった後に受け取るものであっても生命保険の非課税枠には該当せず、相続財産として取り扱われますので、相続税の軽減対策としては使用できません。また、契約期間を経過すると死亡保険金を受け取ることが出来なくなる定期保険や養老保険についても、非課税枠を活用できない可能性があります。

●節税以外のメリット

①納税資金の確保

相続税は、相続発生後 10 カ月以内に納める必要があります。相続した財産が自宅等の不動産ばかりで、納税期限までに資金の準備ができない場合、大切な財産を売却して資金を確保することになります。そのような場合でも故人が生命保険に加入していれば、保険会社より速やかに死亡保険金を受け取り、他の財産を売却することなく納税することが可能となります。

②代償分割用資金としての活用

相続財産が現預金以外の資産で主に構成されているケースでは、財産分割が容易ではありません。例えば個人の自宅を相続人の 1 人だけが相続する場合、他の相続人は当然金銭による代償を求めてくるのが容易に想定されます。ここで生命保険を活用することにより、代償に充てる資金を確保することが可能となります。

③葬儀費用・生活費への充当

相続の発生後すぐに遺族は葬儀費用を支払う必要があります。また、故人の収入や財産により生活が賄われていた場合は生活資金を確保する必要があります。被相続人の現預金などを葬儀費用等に使用できれば問題ありませんが、相続人全員による分割協議が整うまでは銀行預金は凍結され引き出せません。一方で生命保険金は被保険者である被相続人の死亡後に受取人が手続きを行えば速やかに支給されるため、相続後必要な葬儀費用や生活費として使用できます。

④受取人を指定できる

生命保険金は生前に受取人を指定することができ、遺産分割協議の対象となりません。したがって遺言書を作成しない場合でも被相続人の意志により財産を渡すことが可能となります。

また、生命保険金は相続放棄をした人でも受け取ることが出来ます。